千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

(配置)

- 第1条 この要綱は、千葉県肝炎医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、千葉県の肝炎対策を推進することを目的とする。(基本的な役割)
- 第2条 コーディネーターは、第4条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等(以下「肝炎患者等」という。)が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に 連携し、補完し合うものとする。
- 第3条 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門 医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、 民間の企業や団体、医療保険者、薬局、障害福祉サービス及び介護サービス の事業所、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表する ものとする。

(養成及び認定)

- 第4条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして 認定するものとする。
 - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項第2号に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識
- (3) 県の肝炎対策
- (4) 地域の肝疾患診療連携体制
- (5) コーディネーターの具体的な活動事例
- 3 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、 認定証を交付し、登録名簿に登録を行うものとする。
- 4 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第 1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。 この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納 しなければならない。
 - (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2)疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の届出があったとき

(活動内容)

- 第5条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される 次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診 機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝臓病教室等への参加
 - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果た すために必要な活動
 - (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果た すために必要な活動
 - (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
 - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
 - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果た

すために必要な活動

- (4) 第1号から第3号までの機関以外の機関
 - ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民 等の普及啓発
 - イ アのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(技能向上及び活動支援)

- 第6条 県は、研修会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続 的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(活動状況の報告)

第7条 県は、コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年度、その 活動状況の報告を求めるものとする。

(認定証記載事項の変更又は訂正)

第8条 認定証の交付を受けた者は氏名等に変更が生じたときは、速やかに 知事に届け出るものとする。

(再交付)

- 第9条 認定証の交付を受けた者が下記により再交付の必要が生じたときは、 知事に再交付を申請するものとする。
 - (1) 紛失したとき
 - (2) き損したとき
 - (3) その他やむをえない理由により再交付の必要が生じたとき
- 2 再交付を受けた者が、紛失した認定証を発見したときは、この認定証を 知事に返却するものとする。

(守秘義務)

第10条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た 秘密を漏らしてはならない。第4条第4項の規定により認定を取り消された 後及びその職を退いた後も同様とする。

(認定の更新)

第11条 コーディネーターの認定期間は、認定された日から4年後の日の 属する年度末までとする。

なお、認定期間中に、県が実施する千葉県肝炎医療コーディネーター継続研修又は県がコーディネーターの活動に資すると認めた研修等を受講した者については、認定期間を更新し、新たに認定証を交付する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な 事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年9月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に千葉県肝炎治療コーディネーター養成研修会を修了 した者は、本要綱を施行した日から平成34年3月31日まで「千葉県肝炎 医療コーディネーター」として認定を受けた者とみなす。

附則

1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。